



# 島根県報

平成25年 9 月 27 日 (金)

号外 第 145 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県会計規則の一部を改正する規則

(審 査 指 導 課) 2

**公布された条例等のあらまし****◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第65号）**

## 1 規則の概要

- (1) 支出の事務の一部を総務事務センターにおいて集中処理化することに伴う所要の改正（第4条関係）
- (2) 指定代理納付者を指定等したときは、次に掲げる事項を告示することとした。（第30条の2関係）
  - ア 指定代理納付者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
  - イ 指定代理納付者に納付させる歳入
  - ウ 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
  - エ 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
- (3) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成25年10月1日から施行することとした。

---

**規 則**

---

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 9 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第65号**

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「この項」を「この号」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第30条の次に次の1条を加える。

（指定代理納付者の指定等の告示）

**第30条の2** 知事は、法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下この条において「指定代理納付者」という。）を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。告示した事項に変更があつたとき、又は指定を取り消したときも同様とする。

- (1) 指定代理納付者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 指定代理納付者に納付させる歳入
- (3) 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
- (4) 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県会計規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。